

令和7年度 市内建設業者研修会

日 時 : 令和7年7月8日(火) 午後3時
場 所 : 東御市中央公民館 3階講堂

東 御 市

3 令和6年度の発注実績及び令和7年度の発注予定について

(1) 令和6年度発注実績

	件数	構成比	請負金額	構成比
市内	235件	86.08%	1,583,379,680円	84.22%
市外	38件	13.92%	296,738,800円	15.78%
全体	273件	100.00%	1,880,118,480円	100.00%

【内訳】

(単位：件、円)

工事区分		業者 区分	130万円未満	130万円以上 1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億5000万円未満	1億5000万円 以上	合計	契約金額	
一般会計	土木事業	市内	26	52	9	0	0	87	421,741,100	
		市外	0	0	0	0	0	0	0	
		合計	26	52	9	0	0	87	421,741,100	
	建築事業	市内	12	6	4	0	1	23	467,772,800	
		市外	0	0	0	0	0	0	0	
		合計	12	6	4	0	1	23	467,772,800	
	委託事業	市内	1	7	2	1	0	11	161,352,400	
		市外	1	3	2	1	0	7	112,645,900	
		合計	2	10	4	2	0	18	273,998,300	
	その他	市内	18	20	5	2	0	45	366,701,800	
		市外	4	2	0	0	0	6	14,548,600	
		合計	22	22	5	2	0	51	381,250,400	
	公共下水道事業 (特定環境保全公共 下水道事業含む)		市内	25	3	2	0	0	30	66,968,000
			市外	4	6	1	0	0	11	47,199,000
			合計	29	9	3	0	0	41	114,167,000
農業集落排水事業 (コミュニティ プラント事業含む)		市内	1	1	0	0	0	2	2,508,000	
		市外	5	0	1	0	0	6	17,779,300	
		合計	6	1	1	0	0	8	20,287,300	
水道事業		市内	24	7	0	0	0	31	53,721,580	
		市外	0	4	2	1	0	7	103,301,000	
		合計	24	11	2	1	0	38	157,022,580	
病院事業		市内	4	1	1	0	0	6	42,614,000	
		市外	1	0	0	0	0	1	1,265,000	
		合計	5	1	1	0	0	7	43,879,000	
合計		市内	111	97	23	3	1	235	1,583,379,680	
		市外	15	15	6	2	0	38	296,738,800	
		合計	126	112	29	5	1	273	1,880,118,480	
比率		市内	88.10%	86.61%	79.31%	60.00%	100.00%	86.08%	84.22%	
		市外	11.90%	13.39%	20.69%	40.00%	0.00%	13.92%	15.78%	
		合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	

(2) 令和7年度建設工事等発注予定表 (当初)

No	種別	工事等名称	場所	業種等	概要	発注予定		工期(概ね)		
						年	月	～	年	月
1	工事	東御市総合福祉センター照明LED化改修工事	総合福祉センター	電気工	総合福祉センター内照明一式	7	4	～	8	3
2	工事	地蔵峠駐車場法面改修工事	湯の丸高原地蔵峠	土木工	L型擁壁敷設工、舗装復旧工	7	4	～	7	7
3	工事	長期事業計画工事	市内一円	土木工	側溝改修・舗装修繕 他	7	4	～	8	3
4	工事	社資 道路舗装等修繕工事	市内	舗装工	舗装修繕 一式	7	4	～	7	12
5	工事	道路メンテナンス事業 野行田1号橋修繕工事	東上田	土木工	橋梁修繕 一式	7	4	～	8	3
6	工事	下水道管渠延長工事・公共樹設置工事	市内	土木工	下水道管渠延長工事・公共樹設置工事 一式	7	4	～	8	3
7	工事	公共下水道事業 中屋敷第二ポンプ場交換工事	中屋敷	機械器具設置工	汚水ポンプ交換 一式	7	4	～	7	10
8	工事	農業集落排水事業 八重原処理場計測機器更新工事	八重原	機械器具設置工	流量計測器交換	7	4	～	7	8
9	工事	山崎コミュニティプラント 曝気・攪拌ブロワー更新工事	山崎	機械器具設置工	曝気・攪拌ブロワー交換	7	4	～	7	10
10	工事	滋野小学校体育館陸屋根雨漏れ修繕工事	滋野小学校	建築工	体育館倉庫等陸屋根の雨漏れ修繕	7	4	～	7	9
11	工事	北御牧小学校給水管修繕工事	北御牧小学校	管工	管理棟の給水管の更新	7	4	～	7	10
12	工事	和小学校体育館渡り廊下雨漏れ修繕工事	和小学校	建築工	体育館渡り廊下雨漏れ修繕	7	4	～	7	10
13	工事	和小学校体育館前通路舗装工事	和小学校	土木工	体育館前通路の舗装工事	7	4	～	7	9
14	工事	北御牧中学校体育館網戸取付工事	北御牧中学校	建築工	体育館網戸の取付	7	4	～	7	8
15	工事	梅野記念絵画館照明LED化工事	梅野記念絵画館・ふれあい館	電気通信工	LED照明設備への交換	7	5	～	8	3
16	工事	憩いの家照明LED化改修工事	芸術むら公園	電気工	照明改修工事	7	5	～	7	6
17	工事	導送配水管布設替工事	市内	水道施設工	随時	7	5	～	7	12
18	工事	西宮水源ポンプ設置工事	西宮	機械器具設置工	深井戸ポンプ設置 一式	7	5	～	7	12
19	工事	上八重原水源施設更新工事	上八重原	機械器具設置工	施設更新工事 一式	7	5	～	9	3
20	工事	北御牧公民館照明LED化改修工事	北御牧公民館	電気工	北御牧公民館の照明器具をLED化	7	6	～	7	12
21	工事	滋野コミュニティセンター照明LED化改修工事	滋野コミュニティセンター	電気工	滋野コミュニティセンターの照明器具をLED化	7	6	～	7	12
22	工事	和コミュニティセンター照明LED化改修工事	北御牧公民館	電気工	和コミュニティセンターの照明器具をLED化	7	6	～	7	12
23	工事	芸術むら公園外灯LED化工事	芸術むら公園	電気工	水銀灯の外灯20基をLED化	7	6	～	7	8
24	工事	道路舗装等修繕工事	市内一円	舗装工	舗装修繕 一式	7	6	～	8	3
25	工事	排水路整備事業 雨水排水対策工事	市内	土木工	排水路整備 一式	7	6	～	8	3
26	工事	東部地区道路街路灯LED化工事	東部地区	電気工	街路灯整備 一式	7	6	～	7	12
27	工事	後退道路整備工事	市内一円	土木工	道路改良工事 一式	7	6	～	8	3
28	工事	消火栓設置工事	市内	水道施設工	消火栓設置 一式	7	6	～	7	12
29	工事	農業集落排水事業 八重原処理場機能強化工事	八重原	防水工	処理槽防食工 他	7	6	～	8	12
30	工事	市民病院 照明器具LED化改修工事	東御市民病院	電気工	照明器具のLED化	7	6	～	7	11
31	工事	助産所 照明器具LED化改修工事	助産所とうみ	電気工	照明器具のLED化	7	6	～	7	11
32	工事	弓道場開口部改修工事	弓道場	建築工	開口部アルミスライドドアの更新	7	7	～	8	3
33	工事	東御中央公園ゆったりトイレ改修工事	東御中央公園	建築工	トイレ改修 一式	7	7	～	7	12
34	工事	羽毛山住宅団地A棟外壁改修工事	羽毛山	建築工	外壁改修工事 一式	7	7	～	7	12
35	工事	機械・電気設備更新工事	市内	機械器具設置工	随時	7	7	～	7	12
36	工事	明神館源泉ポンプ入替工事	明神館	管工	源泉ポンプ入替	7	8	～	7	10
37	工事	東部湯の丸SA下水道管渠AS舗装本復旧工事	祢津	舗装工	アスファルト舗装工 L=300m	7	8	～	7	10
38	工事	林道改修工事	大室林道、聖横堰林道	土木工	林道改修工事 一式	7	9	～	7	12
39	工事	道路交通安全施設設置工事	市内一円	土木工	安全施設設置 一式	7	9	～	8	3

令和6年度工事における工事検査結果について

令和7年7月

1 検査所感

竣工書類については、各社工夫のうえフォーマット化していただいております。見やすい書類作成を行っていただいていると感じております。また、現場検査においては、交通誘導の人員を確保していただくなど、円滑な検査の実施にご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

なお、以前の現場のデータがそのままになっていることがありますので提出前に再度ご確認をお願いします。

2 留意いただきたい項目

（1）施工計画書について

- ・検査の際、施工計画書と実際の施工方法、管理方法などが一致しているか確認しておりますので、提出の際に再度内容をご確認ください。建築工事については、工種及び工法等が多岐にわたることから、特にご留意ください。
- ・設計変更や工期延長等により、施工計画書に変更が生じる場合などは適時変更施工計画書をご提出ください。

（2）協議書、工事記録

- ・現場条件の変化などにより、施工方法や材料、工程などが変更となる場合は、施工協議書（打合せ簿）を必ず提出し、発注者（監督員）の承認を受けてから実施してください。
- ・受注者の経験などから、より良い成果につながるような提案があれば監督員と協議をお願いいたします。
- ・監督員が来現した場合は、工事記録の備考欄に記載してください。

（3）材料承認

- ・対象製品の規格品番に『アンダーラインを引く』などし、判りやすくしてください。

（4）材料検収

- ・外見、寸法確認の他にメーカーや規格等の確認をお願いいたします。写真についても管理をおこない竣工書類へ添付してください。

（5）安全管理

- ・関係法令を遵守することはもちろん、細部から広範囲に視野を向けて対策を講じてください。

工事着手3週間前には、区・近隣住民・関係者へ施工計画に基づく回覧等周知の徹底を

お願いします。また、迂回路を含めた工事看板や交通誘導員の適正な配置を心掛け、第三者への事故防止にも努めてください。

- ・工事車両や資機材置場について、必ず事前に地権者等の承諾を得るようにしてください。また、撤収時は地権者と立会いを行い、原形復旧等に不備があった場合は、誠意をもって努めてください。
- ・快適な現場環境の形成を図り、作業員の安全・体調管理に十分留意してください。また、この６月１日から国による労働安全衛生規則の改正に伴い、事業者に対して熱中症対策が義務付けられましたので、熱中症患者の報告体制の整備、熱中症の悪化を防止する措置の準備を行い、それぞれ作業従事者に対しての周知をお願いします。

（６）工事写真

- ・やむを得ず不明瞭な写真となった場合は、写真帳に別途補記してください。
- ・写真内の黒板（工事名、工種、測点、設計値・実測値等）と工事記録、図面との整合が取れているか確認してください。特に埋設物件（不可視部）については、監督員による段階検査を踏まえ、写真を含む書類検査で確認ができるよう工夫してください。

（７）現場管理など

【工場製造品】

- ・製品によっては、社会情勢により納期を大幅に要することがあります。早めにメーカー確認を行い、工程管理に努めてください。また、当初予定納期よりも日数を要する場合など、早めに監督員と協議をお願いします。

【出来高管理】

- ・現地墨入れの際は、複数名で確認しながら作業を行い、書類との不整合が生じないよう心掛けてください。

３ その他

（１）検査の意義、目的

発注者（東御市）は、工事発注時に明示した工事目的物の出来形基準、品質管理基準などに基づいて検査をおこない、出来高相当の代価を支払いますが、併せて工事成績評定を実施することにより、発注側として今後の工事発注の参考とさせていただいております。

また、受注者へ成績評定結果を通知することにより、適正な工事の施工、品質を確保するための技術力向上や安全管理、創意工夫（独自性）等により、市民の安心・安全で快適な暮らしの実現が図られることを目的としております。

（２）検査の方法

書面検査＝事前に検査員による工事書類の検査を行います。発注者の設計書・仕様書や

4（１）令和６年度工事における工事検査結果について

受注者の施工計画書等に基づいて、確認作業を行いますので、内容や契約額等に応じて、監督員への早めの提出をお願いします。

現場検査＝設計図面、出来形管理図等の書類に基づいて、現場で工事目的物の出来形、品質、出来栄等を検査します。検査時には、現場に応じた検測道具の用意や適正な人員確保（交通誘導）等をお願いします。

建設課管理係よりお知らせ

* 申請者の押印が省略できるようになりました *

申請者の負担軽減などを図るため、下記手続きの申請時に必要だった押印を不要としましたので、お知らせします。

道路通行制限

係 員		建第 号
		年 月 日
(印い) 「道路通行制限願」のとおり、通行制限してよいでしょうか。 また、各関係機関に周知してよいでしょうか。		事務担当者
道路通行制限願		
(提出先) 東御市長	(提出者) 住 所 ※ 氏 名 (電話 局 番) (郵便番号)	年
下記の通り通行制限を願います。		
路 線 名	市道	線(通称)
1 通行制限箇所	東御市	字 番地先
2 通行制限理由		
3 種 別	片側通行止・車両通行止・全面通行止・大型自動車通行止・歩道部規制	
4 通行制限期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
5 通行制限時間	終日・時間制限 ()	
6 工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

押印不要

掘さく

課 長	管理係長	土木係長	係 員	年 月 日
				建第 号
下記の通り掘さく願の許可申請がありました。別紙のとおり許可しても、よろしいでしょうか。				事務担当者
(印い)				
掘さく願(占用でない場合)				
年				
東御市長 殿				
住 所				
氏 名				
(印、 -)				
下記の通り掘さくをいたしますので許可くださるよう関係書類を添えて申請します。				
記				
1. 路 線 名	市道	線	番地先	
2. 工 事 場 所	東御市	字	番地先	

押印不要

道路占用

様式第1号(第2条関係)		新 規 申請 書
道路占用 許可申請書		年 月
(提出先) 東御市長		住 所
		氏 名
		電話番号
道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。		
占用の目的	路 線 名	車道・歩道・その他
占用の場所	場 所	
占用の物件	名 称	規 模
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	占用物件 等の構造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	工事実施の方法
掘 削 の	深 度	溝 幅 の

押印不要

公共物占用

様式第1号(第2条関係)		許 可 申 請 書
		年 月
(申請先) 東御市長		申請者 住 所
		氏 名
別紙のとおり、東御市公共物管理条例第 条第 号の許可を申請します。		

押印不要

自営工事

道路自営工事承認申請書	
年	
東御市長 殿	
住 所	
氏 名	
(TEL -)	
道路法第24条の規定による道路自営工事の承認を受けたので、下記のとおり申請 します。	
記	
1. 工事の場所	路線名 東御市 字 番地先
2. 工事の目的 及び必要性	
3. 工事又は工 作物の概要	
工事の時期	

押印不要

注意!

同意書はこれまで通り
押印が必要です!

同意書	
東御市長 殿	
区 長	
下記の道路(水路) 占用 自営 工事につきまして、当区としてはなんら支障ないので 同意いたします。	
記	
1. 申請者 住所 氏名	
2. 工事の場所	
3. 工事の目的 及び必要性	
4. 工事または 工作物の概要	
5. 工事の時期 及び実施方法	
隣接者の承諾	
住所	
氏名	(印)
住所	
氏名	(印)

区長や隣接者の同意には
原則として押印が必要です。
小中学校の通学路、
クリーンセンターの欄の
押印もこれまで通り必要です。

※上記の各申請書は市ホームページよりダウンロードできます。
トップページ>市民向け情報>道路・交通・防犯>道路

「道路通行制限願」の提出時の注意事項及び添付書類

東御市役所 都市整備部 建設課管理係

◎以下の項目に注意をして記入すること。

路 線 名 : 正確に記入する。

1. 通行制限箇所 : 地番まで詳細に記入する。
2. 通行制限理由 : 詳細に記入する。
3. 種 別 : 該当項目に○印をする。
4. 通行制限期間 : 実際に交通規制をかける期間とし、**必要最小限**とする。
5. 通行制限時間 : 通勤・通学の時間帯（朝は8:30以前、夕方は17:00以降）を可能な限り避ける
とともに、この時間帯の通行制限が必要な場合、関係者の承諾を得ること。
6. 工 事 期 間 : 工事発注契約期間とする。
7. 迂回路線の有無 : 迂回路線が必要な場合は後記位置図に迂回路線の記載をする。

◎添付書類及び注意事項

○各用紙の提出枚数は道路通行制限願（市長宛、警察署宛、消防署宛、申請者宛）（各1部）、位置図（3部）、
標識施設図（1部）、区長同意書（1部）とし、すべて市役所建設課管理係に提出すること。

○道路通行制限申請は、種別に問わず市役所建設課管理係に提出された日（受付日）以後、**7日（土日祝日を除く）**以上を必ず確保し、通行制限が開始するように日付の設定をすること。

○交通規制の内容を説明し、区長から同意をもらうこと。

全面通行止め、車両通行止め、片側通行止めをする場合、東部クリーンセンター（0268-63-6814）に同意を得ること。

通学路指定がある路線を交通規制する場合、関係する学校の同意を得、学校名を明記すること。

○位置図（添付部数3部）については、通行制限箇所を朱色で記入し、迂回が発生する場合は、迂回路の記載をすること。また、地図にも看板、誘導員等の設置場所を明記すること。

○標識施設図（添付部数1部）については、特に標識類や保安施設類等の数を明記するとともに、現場配置図については道路幅員・工事延長・工事幅員を必ず記載すること。（住宅地図の複写は不可）
（※各社独自の様式でも上記の内容が確認できるものであれば可。）

○申請許可後はすみやかに工事予告看板を設置し、周辺への周知を徹底すること。

○道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条により上田警察署長の道路使用許可が必要となること。

○申請内容に変更等が発生した場合は必ず市役所建設課管理係へ連絡すること。

課 長	管理係長	土木係長	係 員	建 第 号
				年 月 日
(伺 い) 「道路通行制限願」のとおり、通行制限してよいでしょうか。 また、各関係機関に周知してよいでしょうか。				事 務 担 当 者
道 路 通 行 制 限 願 (提出先) 年 月 日 東 御 市 長 (提出者) 住 所 ※ 氏 名 (電話 局 番) (郵便番号) 下記のとおり通行制限を願います。 記				
路 線 名	市道 線(通称)			
1 通行制限箇所	東御市 字 番地先			
2 通行制限理由				
3 種 別	片側通行止・車両通行止・全面通行止・大型自動車通行止・歩道部規制			
4 通行制限期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
5 通行制限時間	終日・時間制限 ()			
6 工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
7 バス路線の有無	有 ・ 無 (市巡回バス・千曲バス・その他)			
8 迂回路線の有無	有 ・ 無 (迂回路線名)			
9 工事施工者	住所 氏名			
10 工事施工現場	住所			
責 任 者	氏名 (電話 局 番)			
11 工事発注者	国・県・()・市町村 ()課氏名			
(注) 1 ※は複写しないこと。 2 添付図書は位置図2,500分の1(3部)、平面図又は付近見取図へ工事標識、 バリケード等の設置を記入(1部)、区長同意書を添付のこと。 3 通行制限理由欄には、国補、県単、市単事業について、工事名を記入のこと。 (例 ○○年度第1種特殊改良工事、○○年度交通安全施設整備工事) 4 通行制限を開始する日の7日前(土日祝日を除く)までに提出すること。				受 付 日

上 田 警 察 署 長 殿

建第 号
※ 年 月 日

東 御 市 長

道路交通法第80条の規定に基づく協議

通行禁止（制限）について（通知）

下記のとおり工事等を行うので協議します。

このことについて、

下記のとおり通行禁止（制限）をいたしますからご承知おきください。

記

路 線 名	市道	線（通称）
1 通行制限箇所	東御市	字 番地先
2 通行制限理由		
3 種 別	片側通行止・車両通行止・全面通行止・大型自動車通行止・歩道部規制	
4 通行制限期間	年 月 日	～ 年 月 日
5 通行制限時間	終日・時間制限（ ）	
6 工事期間	年 月 日	～ 年 月 日
7 バス路線の有無	有 ・ 無 （市巡回バス・千曲バス・その他）	
8 迂回路線の有無	有 ・ 無 （迂回路線名）	
9 工事施工者	住所	氏名
10 工事施工現場	住所	
責 任 者	氏名	（電話 局 番）
11 工事発注者	国・県・（ ）・市町村（ ）課氏名	

（注） 1 図面は、位置図2,500分の1を添付のこと。

2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条により、上田警察署の道路使用許可が必要です。

建第 号

※ 年 月 日

東 御 消 防 署 長 殿

東 御 市 長

通行禁止（制限）について（通知）

このことについて、下記のとおり通行制限しますからご承知ください。

記

路 線 名	市道	線（通称）
1 通行制限箇所	東御市	字 番地先
2 通行制限理由		
3 種 別	片側通行止・車両通行止・全面通行止・大型自動車通行止・歩道部規制	
4 通行制限期間	年 月 日	～ 年 月 日
5 通行制限時間	終日・時間制限（ ）	
6 工事期間	年 月 日	～ 年 月 日
7 バス路線の有無	有 ・ 無 （市巡回バス・千曲バス・その他）	
8 迂回路線の有無	有 ・ 無 （迂回路線名）	
9 工事施工者	住所	氏名
10 工事施工現場	住所	
責 任 者	氏名	（電話 局 番）
11 工事発注者	国・県・（ ）・市町村（ ）課氏名	

（注） 1 図面は、位置図2,500分の1を添付のこと。

建第 号 ※ 年 月 日 殿 東 御 市 長	
通行禁止（制限）について（通知） 年 月 日付で申請があったことについては、下記のとおり通行禁止（制限） します。付近住民に周知されるとともに、工事標識等の設置については申請のとおり必ず設置し、 事故防止に万全を期してください。	
記	
路 線 名	市道 線（通称 ）
1 通行制限箇所	東御市 字 番地先
2 通行制限理由	
3 種 別	片側通行止・車両通行止・全面通行止・大型自動車通行止・歩道部規制
4 通行制限期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 通行制限時間	終日・時間制限（ ）
6 工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
7 バス路線の有無	有 ・ 無 （市巡回バス・千曲バス・その他）
8 迂回路線の有無	有 ・ 無 （迂回路線名）
9 工事施工者	住所 氏名
10 工事施工現場	住所
責 任 者	氏名 （電話 局 番）
11 工事発注者	国・県・（ ）・市町村（ ）課氏名

同意書

東御市長 殿

記	
路線名	市道線(通称)
1 通行制限箇所	東御市 字 番地先
2 通行制限理由	
3 種 別	片側通行止・車両通行止・全面通行止・大型自動車通行止・歩道部規制
4 通行制限期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 通行制限時間	終日・時間制限 ()
6 工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
7 バス路線の有無	有 ・ 無 (市巡回バス・千曲バス・その他)
8 迂回路線の有無	有 ・ 無 (迂回路線名)
9 工事施工者	住所 氏名
10 工事施工現場 責 任 者	住所 氏名 (電話 局 番)
11 工事発注者	国・県・()・市町村 ()課氏名

上記工事の通行制限に対し、地元区として支障ありませんので、同意します。

(付帯条件)

年 月 日

区長 印

(関係機関同意欄)

	学校関係	東部クリーンセンター
確認欄		

課 長	管理係長	土木係長	係 員	年 月 日
				建第 号
(伺い) 下記のとおり掘さく願の許可申請がありました但別紙のとおり 許可しても、よろしいでしょうか。				事 務 担 当 者

掘さく願 (占 用 で な い 場 合)

年 月 日

東 御 市 長 殿

住 所

氏 名

(Tel. —)

下記のとおり掘さくをいたしますので許可くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 路 線 名 市道 線
- 工 事 場 所 東御市 字 番地先
- 掘 削 面 積 延 長 m^2 m
- 本 復 旧 面 積 延 長 m^2 m
- 工 事 の 目 的
- 工 事 の 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 交 通 上 の 処 置
- 復 旧 の 方 法 指示のとおり
- 添 付 書 類 位置図 (1/ 2, 500)、公図 (1/ 500)
平面図、断面図、写真

道路掘削工事に係る留意事項

1 趣旨

この留意事項は、道路の掘削を伴う工事に適用する。

2 道路掘削工事手順

- (1) 道路掘削の申請を道路管理者へ提出し、許可後に工事施工すること。
- (2) 工事後、申請者が仮復旧を施工すること。
- (3) 道路管理者と事前協議した自然転圧期間経過後に、申請者が本復旧を施工し、道路管理者の指示に従い工事完了届を提出すること。

3 道路掘削の申請

- (1) 道路掘削の申請には、位置図、公図、平面図、標準断面図、写真（着手前）を添付すること。
- (2) 位置図、公図には掘削場所を朱色で記入すること。
- (3) 道路掘削の申請は、掘削工事を開始する日の7日前（土日祝日を除く）までに1部提出すること。

4 工事施工

- (1) 工事施工前に、既存の道路構造物、地下埋設物を十分調査し、影響を与えることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 舗装道路は、カッター等を使用して切り口を直線的かつ丁寧に切り取ること。
- (3) 他の埋設工事と同時に施工する場合は、工事施工者間で事前に十分な協議をすること。また、道路管理者へ協議内容を報告すること。
- (4) 工事にあたり異状な事態が発生した場合は道路管理者へ相談すること。

5 仮復旧

- (1) 仮復旧は別図の基準並びに次のとおりとし、埋め戻し後直ちに施工すること。
- ①埋設管の管底、管上は 100mm 以上保護砂を埋め戻し、その他は修正 CBR25 以上の良質土又は砕石で埋め戻すこと。
 - ②再生砕石 40mm で埋め戻し、一層 200mm 以下で転圧すること。
 - ③砕石の埋め戻しはローラ、ランマー等の適切な転圧機械を使用し、工事後に路面、側溝の沈下等が発生しないよう十分に転圧をすること。
 - ④表層はアスファルト合材を 40mm 以上（幹線道路の場合は道路管理者の指示により 50mm 以上）舗装すること。
- (2) 仮復旧期間中は十分な管理を行い施工者が責任を持って管理すること。
地盤沈下や損傷が生じた場合は速やかに道路管理者へ報告し、道路管理者の指示を受けて必要な措置を講ずること。

6 本復旧

- (1) 本復旧は別図の基準並びに次のとおりとし、道路管理者と事前協議した自然転圧期間経過後に施工すること。復旧範囲は掘削線から左右 300mm の影響幅をとること。
- ①下層路盤を再生砕石 40mm で 200mm 以上埋め戻すこと。
 - ②上層路盤を粒度調整砕石 25mm で 100mm 以上埋め戻すこと。
 - ③乳剤（プライムコート）の散布は綿密に行い、既設舗装との境目においても散布すること。
 - ④表層はアスファルト合材を 40mm 以上（幹線道路の場合は道路管理者の指示により 50mm 以上）舗装すること。
 - ⑤十分に自然転圧された道路については、道路管理者の指示により、上層路盤及び表層のみの本復旧とすることができる。
- (2) 本復旧の範囲が路肩から 1.2m 未満の場合は、その残余幅員についても復旧すること。
- (3) 2 車線道路の片側車線を本復旧する場合は、片側車線の全幅を復旧すること。

- (4) 道路管理者の指示がない限り、側溝等の道路構造物及び外側線、停止線等の道路標示は現況復旧すること。
- (5) 舗装構成が明確な道路については、道路管理者の指示する舗装構成で本復旧すること。
- (6) 工事完了後の道路及び道路構造物の責任期間は、工事完了届け提出の日から2年間とする。

7 工事完了届

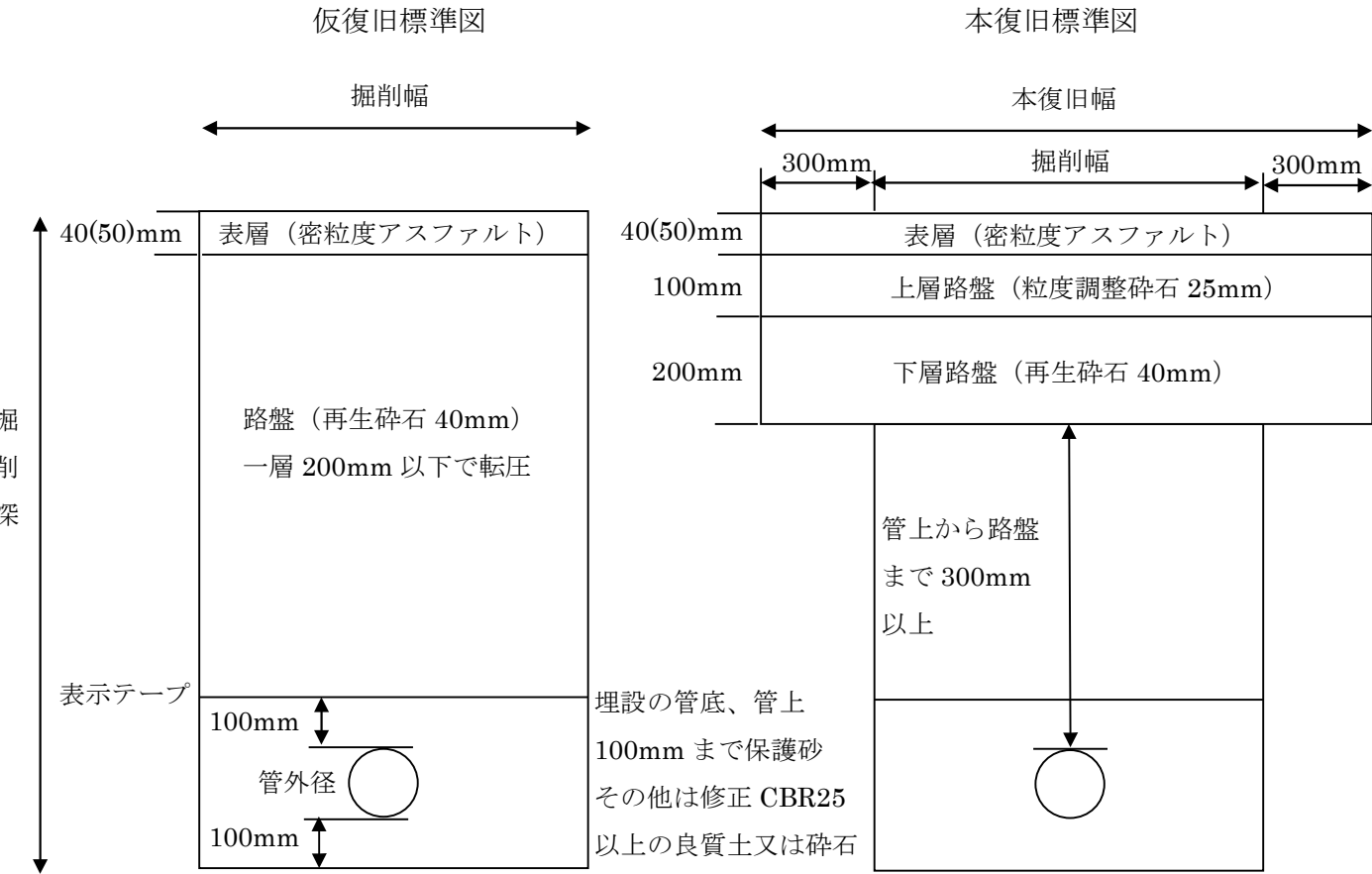
- (1) 工事完了後、道路管理者の指示に従い工事完了届を提出すること。
- (2) 工事完了届には、位置図、平面図、標準断面図、写真（着手前、各工程の作業中と検測、完了）を提出すること。

8 その他

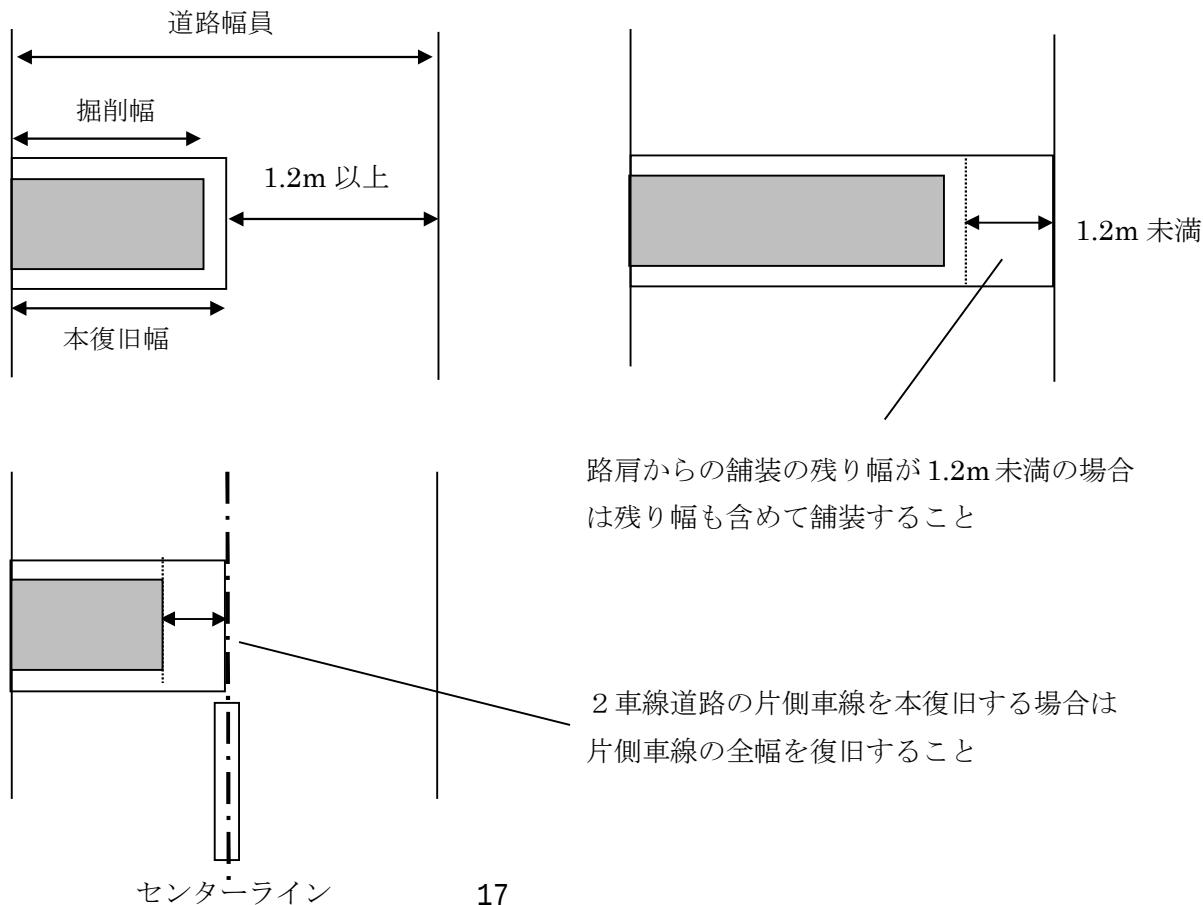
- (1) アスファルト舗装をした路面は3年間、コンクリート舗装をした路面は5年間、掘削を許可しない。ただし、道路管理者がやむをえないと判断したものはこの限りでない。
- (2) 通行規制を行う場合、別途通行制限申請をすること。
- (3) 交通量が多い路線や交差点部等を掘削する場合、道路の状況や掘削位置によっては道路管理者の指示に従って掘削及び復旧等をする事。
- (4) その他疑義が生じた場合は、道路管理者と協議すること。

仮復旧及び本復旧 標準断面図

<標準断面図>



<本復旧平面図>



建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

令和5年6月13日

最終改正 令和7年3月17日

東御市で使用する建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第3項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和する措置について、次のとおり取扱うこととする。

1 現場代理人の兼任が可能となる工事

発注者が、工事内容、工事の時期及び工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事については兼任を認める。

(1) 次のいずれかに該当する期間のうち、携帯電話等により監督員との連絡体制が確保されると認められる場合で、発注者と受注者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっている工事

① 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間

＜例＞現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

② 契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全面的に一時中止している期間

＜例＞工事用地等の確保が未了、自然災害の発生等

③ 工場製作のみが行われている期間

＜例＞橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作期間

④ 現場作業終了後、事務手続き、後片付けのみが残っている期間

⑤ 災害復旧工事等の早急な対応が必要な場合で、発注者が特に認める期間

(2) 次の条件を全て満たす工事

① 東御市が発注した工事であること。ただし、国又は長野県等が発注した工事（以下「他の公共機関の工事」という。）において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。

② 一の現場代理人が兼任することができる工事の数は、2件までとする。ただし、兼任を希望する工事が全て東御市が発注した単独事業であり、かつ当初の請負代金額（予定価格が130万円未満の工事を除く）の合計金額が800万円未満の場合は、工事の数にかかわらず兼任できるものとする。

③ 工事の当初の請負代金額は、全て4,500万円未満（建築一式工事の場合9,000万円）であること。
ただし、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いに該当する工事はこの限りではない。

④ 工事場所は、全て東御市内であること。

⑤ 兼任する東御市発注工事等の現場には連絡員を配置すること。

現場代理人の兼任を認める条件のうち、
金額要件を改正しました。
(令和7年3月17日改正)

2 兼任を認めることができない工事

(1) 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事

(2) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事

(3) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることができないと発注者が判断した工事

3 兼任を認める場合のその他条件

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築するとともに、工事現場の安全管理等の対策を図り、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (4) 兼任が認められる場合においても、労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。
- (5) 配置する連絡員は、元請の社員（雇用契約あり。雇用期間は問わない。）であること。

4 現場代理人の兼任に関する手続き等

事後審査型一般競争入札の場合は、事後審査書類と一緒にご提出ください。

(1) 兼任届の提出

受注者は、兼任が発生する工事の事後審査書類又は契約書と併せ、現場代理人兼任届（様式1）及び連絡員配置届（様式2）を発注者へ提出する。既に契約中の東御市が発注した工事と他の公共機関の工事を兼任する場合は、他の公共機関の工事の契約締結前に、現場代理人兼任届（様式1-2）及び連絡員配置届（様式2）を発注者へ提出する。

なお、現場代理人兼任届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用する。

(2) 発注者による審査

担当課等の長は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否を判断する。

(3) 受注者への回答

① 兼任を認める場合

兼任を認め、提出書類を受理する旨を通知や電話等により伝える。

② 兼任を認めない場合

兼任を認めない旨を現場代理人兼任届に記入のうえ受注者に返却する。

5 現場代理人を途中で変更する場合の条件

受注者は、原則として届け出た現場代理人を変更することができない。

ただし、次のいずれかによる場合には、発注者との事前協議により発注者が工事の施行継続に支障がないと認める場合に限り、現場代理人を変更できる。

- (1) 現場代理人の退職又は疾病による休暇等、個人的事情であるが真にやむを得ないと認められる場合（人事異動等、受注者の業務管理上の事由は除く。）
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作現場を含む工事であって、施工が工場から現場へ移行する時点で交代する場合
- (3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等、受注者の責によらない事由により相当期間工事に着手できず、又は中断された後再着手した場合
- (4) 受注者の責に寄らない事由により工事中止（部分中止は除く。）となった場合、又は工事内容の大

幅な変更が発生し、工期が延長された場合

（5）ダム、トンネル等の大規模な工事であって、ひとつの契約工期が多年に及ぶ場合

（6）その他、受注者の都合によるもので、契約担当機関との協議により、工事の施工継続に支障がないと認める場合

6 適用期日

令和7年4月1日以降契約する工事から適用する。

(様式1)

現 場 代 理 人 兼 任 届 (東御市工事等間の兼任)

年 月 日

東御市長 様

住 所
商号又は名称
代表者名

次のとおり、工事請負契約書第10条第3項に係る規定に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので届け出ます。

現 場 代 理 人 氏 名				
現 場 代 理 人 連 絡 先		通常：	緊急時：	
新 た に 兼 任 す る 工 事	工 事 名			
	工 事 場 所		備考	
	工 期			
	現場代理人兼任 期 間			
	監 督 員 氏 名			
と 現 な っ 場 で い る 理 工 事 人	工 事 名			
	工 事 場 所		備考	
	工 期			
	現場代理人兼任 期 間			
	監 督 員 氏 名			

※ 現場代理人に委任しない権限があるときは、備考欄にその委任しない権限内容を記入すること。

【発注者記入欄】

上記工事の現場代理人の兼任については、兼任を認めませんので、新たな現場代理人を選任のうえ報告してください。

年 月 日

発注機関の長

(様式2)

連絡員配置届

年 月 日

東御市長 様

住所
商号又は名称
代表者名

次のとおり、工事請負契約書第10条第3項に係る規定に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので、連絡員について届け出ます。

工 事 名		
工 事 箇 所		
現 場 代 理 人 氏 名		
連 絡 員	氏 名	
	通 常 連 絡 先	
	緊 急 時 連 絡 先	
兼任するもう一方の 工事に配置する連絡 員の氏名		
備 考		

※配置する連絡員は、元請との雇用契約がわかる書類を添付してください。

(注) 現場代理人の兼任は、以下の全ての事項を条件として承認するので留意すること。

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築するとともに、工事現場の安全管理等の対策を図り、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (4) 兼任が認められる場合においても、労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

令和5年6月13日

最終改正 令和7年3月17日

建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを、以下のとおりとする。

1 建設工事の技術者の専務に係る取扱いについて

この取扱いについては、建設業法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事を同一の専任技術者が管理できることとするかは、発注者が適切に判断する。また、民間発注者による工事も含まれる点について留意する。

2 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事

次の条件を全て満たす工事とする。なお、監理技術者には適用されない。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

- (2) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
- (4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

現場代理人の兼任を認める条件のうち、金額要件を改正しました。
(令和7年3月17日改正)

3 主任技術者の兼務に関する手続き

- (1) 主任技術者兼務届の提出が必要な場合

請負代金が4,500万円（建築一式工事である場合は9,000万円）以上の市発注工事の主任技術者が他の工事と兼務する場合

- (2) 主任技術者兼務届の提出時期

事後審査型一般競争入札の場合は、事後審査書類と一緒に提出ください。

- ① 新たに受注した市発注工事において、専任を要する技術者が、既に受注している他の工事の主任技術者と兼務する場合は、事後審査書類又は契約書の提出時に「主任技術者兼務届」（様式1）（以下「兼務届」という。）を市発注工事の発注機関の長に提出する。
- ② 既に受注している市発注工事において、専任を要する主任技術者が、他の工事の主任技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに、「兼務届」を市発注工事の発注機関の長に提出する。

4 適用期日

令和7年4月1日以降契約する工事から適用する。

(様式1)

主任技術者兼務届

令和 年 月 日

東御市長 様

住 所

商号又は名称

代表者名

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて、主任技術者を兼務することとしたいので届け出ます。
 なお、建設業法第26条第3項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、各々の工事について適正な施工を行います。

主任技術者氏名		
主任技術者連絡先		通常： 緊急時：
当該東御市発注工事	工事名及び 工事場所名	
	工 期	
	請負代金額	
	主任技術者 兼務期間	
	備 考	
他の 工 事	工事名及び 工事場所名	
	工 期	
	請負代金額	
	発注者名	
	監督員氏名	(連絡先)
	備 考	
兼務条件の確認		「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて」第2の以下の兼務条件を全て満たしています。 (1) ☐対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事である。 ☐相互に調整を要する工事である。 具体的理由： _____ _____ (2) 工事現場の相互の間隔が10km程度である。(およそ km) (3) 工事の数は、専任が必要な工事を含む2件である。 (4) いずれの工事でも監理技術者ではない。 注(1)の□のいずれかに☑をし、具体的理由を必ず記入してください。 (2)に工事現場相互の間隔を記入してください。

4（3）建設工事における各種取扱い等について

東御市週休2日工事实施要領

令和5年6月13日

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）週休2日

完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。

（2）完全週休2日

工事着手日からしゅん工届日までの期間から控除期間を除いた期間の土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）を現場閉所日とすることをいう。

（3）週休2日相当

工事着手日からしゅん工届日までの期間から控除期間を除いた期間に7分の2を乗じて得た日数以上を現場閉所日とすることをいう。

（4）現場閉所日

現場閉所日とは、予め定めた休工日のことをいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。

（5）休工日

1日を通して現場事務所等での事務作業を含む、いずれの現場作業も実施しない日のことをいう。ただし、通行規制に伴う交通誘導及び現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り行為は、現場作業に該当しないものとする。

（6）控除期間

次に掲げる期間をいう。

ア 準備期間（工期開始日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等を含む。）

イ 後片付け期間（施工を完了した日の翌日からしゅん工届日までの期間をいう。）

ウ 夏季休暇期間（8月13日から8月15日までの3日間をいう。）

エ 年末年始休暇期間（12月29日から翌年の1月3日までの6日間をいう。）

オ 工場製作のみの期間

カ 工事事務等による不稼働期間

キ 天災に対する突発的な対応期間

（対象工事）

第3条 週休2日工事の対象工事は、市が入札公告を行う全ての工事を対象とし、受注者が希望する場合に週休2日工事を実施するものとする。ただし、次の各号に該当する工事は対象外とする。

- (1) 契約金額が1,000万円未満の工事
- (2) 建築工事（機械設備及び電気工事を含む）
- (3) 災害復旧工事等発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

（受注者の取組）

第4条 受注者は、週休2日工事の実施を希望する場合は、工事着手前にその旨を監督員に通知（様式1）する。

- 2 受注者は、週休2日工事となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に明示する。
- 3 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施する。
- 4 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、同日の前日までに監督員と協議し承諾を得る。
- 5 受注者は、週休2日で実施する工事である旨を工事現場において明示する。なお、明示方法等は長野県の週休2日工事実施要領別紙に準じる。

（発注者（市）の取組）

第5条 市は、第3条の規定を満たす工事に対して週休2日工事を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- 2 監督員は、受注者から前条第1項の通知があった場合、これを受理する。
- 3 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。
- 4 監督員は、受注者から前条第4項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
- 5 監督員は、前条第5項の状況を確認する。
- 6 監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。
- 7 市は、前条第3項の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、直接工事費及び間接工事費を補正する。この場合において、補正額については長野県の週休2日工事実施要領に準じる。
- 8 検査立会者は、週休2日の達成状況に応じた工事成績評価を行う。なお、週休2日を確保できなかった場合においても減点を行わないものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

週休2日工事实施の通知書

年 月 日

東御市長 様

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで契約を締結した次の工事について、週休2日工事を実施しますので通知します。

記

- 1 工事名 ○○工事
- 2 工事場所 東御市○○
- 3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 請負代金額 ○○,○○○,○○○円
- 5 添付書類
 - (1) 施工計画書
 - (2)
 - (3)

電子入札及び電子契約の運用状況について

R7.7 総務課契約財産係

1 事業の目的

受注者及び発注者の事務負担の軽減及び行政手続オンライン化等を目的として、長野県及び一部市町村では共同利用システムの導入を進め、東御市においては令和7年2月から順次運用を開始しています。



2 電子入札の運用状況

令和7年度より電子入札システムでの入札及び開札の一部運用を開始しました。

現在は主に建設工事を対象とした事後審査型一般競争入札方式で電子入札を実施し、令和7年6月末時点での実施件数は22件（32件中）です。

3 電子入札システムにおける利用者登録等の事前準備について

電子入札システムの利用にあたっては、事前に利用者登録が必要です。また、利用者登録を始めとする電子入札システムでの操作には、電子証明書用のICカード、カードリーダーの取得やパソコンの設定が必要です。

必要な事前準備に関する情報は「長野県市町村電子調達ポータルサイト」内の利用準備マニュアルに掲載されていますので、ご覧ください。

【長野県電子調達ポータルサイト 利用準備マニュアル掲載画面】

長野県市町村電子調達ポータルサイト

- 長野県からのお知らせ
- スタートページ
- 電子入札・入札情報
- 各自治体の入札・契約にサイトへのリンク
- リンク一覧
- >利用準備マニュアル（はじめての方はこちら）
- 1. 利用者登録番号の取得
- 2. 動作環境の準備
- 3. 事前検証ツールの実行
- 4. ICカードのセットアップ
- 5. ブラウザのインストール
- 6. ブラウザの設定
- 7. 電子入札補助アプリのバージョンアップ
- 8. 電子入札補助アプリの設定
- 9. 利用者登録
- 10. よくある質問
- 電子入札・入札情報
- 操作マニュアル
- 1. 電子入札（工事）
- 2. 電子入札（工事）（利用者登録）
- 3. 電子入札（物品）
- 4. 電子入札（物品）（利用者登録）
- 5. 電子入札（質問回答）
- よくある質問（システム編）
- よくある質問（利用準備編）

利用準備マニュアル（はじめての方はこちら）

※利用準備を行わないと、システムをご利用中にエラーになり、入札に間に合わず失格となる場合があります。
システムをご利用になる前に、以下の手順にそって、必ず利用準備を行ってください。

少額物品のみのご利用の方は、ICカードは不要です。【ID / パスワード認証のための利用準備マニュアル】をご覧ください。

1. 利用者登録番号の取得

電子入札をご利用するにあたり、「利用者登録番号」、「商号または名称」及び「パスワード」を事前に取得する必要があります。これらは電子入札システムの利用者登録を行う際に必要となる情報です。

※前提として、発注機関の入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。

登録先の発注機関から通知される内容ですので、不明な場合は発注機関までお問い合わせください。

利用者登録番号 ※1	10桁数字の番号となります。
商号または名称	株式会社、有限会社等の入力（略号等）については発注機関にご確認ください。
パスワード ※2	半角英数字記号の組み合わせとなります。

※1 発注機関によって、呼称が異なる場合があります。（例）ID、登録番号、発注者番号

※2 発注機関によって、パスワードが不要の場合があります。

2. 動作環境の準備

電子入札を行うために必要なパソコン、インターネット回線等をご用意ください。

- インターネットに接続されているパソコン
- 電子証明書（ICカード） ※購入時に付属の関連ソフトも含む
- ICカードリーダー ※ICカードリーダー購入時付属のドライバーも含む
- プリンタ（A4サイズ以上） ※必要に応じて

※各機器の必要なスペックについては、以下の資料をご覧ください。



長野県市町村電子調達ポータルサイト

※利用者登録の際に必要な登録番号とパスワードは、令和7年1月31日付け「電子入札システムで使用する登録番号等について」の通知でお知らせしています。再発行が必要な場合は総務課契約財産係へご連絡ください。

※令和8年度からは、原則として建設工事に係るすべての入札について、電子入札システムを介して実施する予定です。令和7年度中に利用者登録等の準備をお願いいたします。

4 電子入札システムでの入札・開札にあたっての注意事項

(1) 工事費内訳書の提出について

①工事費内訳書はPDFファイルとしてください。

※表紙と内訳書をひとつのPDFファイルに変換し、電子入札システムへアップロードしてください。

②工事費内訳書表紙への押印は不要です。（電子証明書であるICカードでの認証を経て提出されるため）

※押印不要の様式を東御市ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

【掲載場所】

東御市ホームページ＞事業者の皆さまへ＞契約関連情報＞建設工事の入札における工事費内訳書の提出について

東御市ホームページ
建設工事の入札における
工事費内訳書の提出について



【工事費内訳書表紙 記載例】

令和 ●●年 ●●月 ●●日	東御市長 ●●●● 様
入 札 内 訳 書	
工事番号 : ●●一般●●	
工 事 名 : ●●●●工事	
工事場所 : ●●●●	
電子入札システムで添付する工事費内訳書は PDFファイルに変換する	電子入札システムで提出の場合、 押印は不要
(所在地) ●●●●	
(会社名) ●●●●	
(代表者職氏名) ●●●●	

(2) 一抜け方式案件の開札結果の表示について

事後審査型一般競争入札の案件において、一抜け方式（落札者候補者を決定する順番をあらかじめ定め、上位の案件で落札者候補者が決定した場合、落札候補者が行ったその後の案件の入札を無効とする入札方式）を採用する場合があります。

通常、一抜け方式を適用した入札は「無効」扱いとなりますが、電子入札システムの仕様の都合で「無効」と表示することができないため、「失格」として表示されます。このことは電子入札システム上で一抜け方式による開札を行うための便宜上の表記となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、落札者決定後に公表する入札情報システムでの入札結果における表記は「無効」となりますので、最終的な結果はそちらでご確認をお願いいたします。

(3) 事後審査書類の提出方法について

電子入札案件において落札候補者となった場合、事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出は、電子入札システムで行ってください。

①事後審査書類はPDFファイルとしてください。

※申請書鑑と添付書類をひとつのPDFファイルに変換し、電子入札システムへアップロードしてください。

②申請書鑑への押印は不要です。（電子証明書であるICカードでの認証を経て提出されるため）

※押印不要の様式を東御市ホームページや入札情報システムに掲載していますので、ご活用ください。

【事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書 記載例】

電子入札システムで提出する申請書類は
PDFファイルに変換する

事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

令和●年 ●月 ●日

(申請先)
東 御 市 長

電子入札システムで提出の場合、
押印は不要

(申請者)

住 所 長野県東御市 281-2
 商号又は名称 ●●●●●
 代表者氏名 代表取締役 ●● ●●

令和●年 ●月 ●日付けで入札公告のありました下記工事について入札参加資格確認書類を
提出します。

（4）その他

令和7年度中は一部運用期間とし、これまでの紙入札（書面での入札）も受け付けます。紙入札をご希望の場合は、東御市ホームページ等に掲載している入札公告及び「電子入札案件に紙により参加する場合の注意事項」をご確認のうえ、入札にご参加ください。

また、機器等の故障により電子入札システムでの入札参加ができない場合は、総務課契約財産係へご連絡ください。

5 電子契約の運用状況

令和7年2月より電子契約サービスを導入しました。

電子契約の対象となる130万円以上の建設工事請負契約においては、令和7年6月末時点で29件の利用がありました。

6 電子契約の概要

従来の紙の契約書に押印する方法に代わり、電子ファイル（PDF形式の契約書）に電子署名を付して契約を締結する方法です。電子契約のメリットや手続きの流れは別添のチラシでご確認ください。

また、東御市のホームページに令和6年度に開催した説明会資料や動画を掲載していますので、利用検討の参考にしてください。

【掲載場所】

東御市ホームページ>事業者の皆さまへ>契約関連情報>電子契約サービスの導入及び利用について

7 電子契約利用申出書の記入にあたっての注意事項

（1）申出書の日付について

契約日と同日をご記入ください。

（2）提出方法

ワードファイルまたはPDFファイルとし、メールでご提出ください。

（3）その他

電子契約利用申出書は契約する工事ごとに提出いただく必要があります。

契約書案をお送りする際にあわせて電子契約利用申出書の様式を送付いたしますので、電子契約の都度ご提出をお願いいたします。

【電子契約利用申出書 記載例】

(様式)

東御市長あて

申出書の日付は
契約日と同日をご記入ください

令和●年 ●月 ●日

住 所 長野県東御市●●●●●

商号又は名称 ●●●●株式会社

代表者氏名 代表取締役 ●● ●●

〔 担当者名 ●●●●
電話番号 ●●●● - ●● - ●●●● 〕

契約する工事ごとに
提出が必要です

電子契約利用申出書

【契約案件】

件 名	●●●●工事
-----	--------

東御市と電子契約サービスを利用して行う契約の締結において、利用するメールアドレスは、次のとおりです。

【確認者１】

契約締結権限者	役職	代表取締役	氏名	●● ●●
メールアドレス	keiyaku@city.tomi.nagano.jp			

【確認者２】※必要に応じて設定してください（確認者１と同一のメールアドレスは設定できません）

契約事務担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

【留意事項】

- 本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。
- 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。
- 確認者１（契約締結権限者）は、社内規程等により契約締結権限を持つ者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。
- 確認者２まで記載した場合、確認者２→確認者１の順に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼のメールが届きます。
- 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。
 - 電磁的措置の種類
コンピュータ・ネットワーク利用の措置
 - 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式
電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等。

8 契約書と同時に提出をお願いしている書類の提出時期

（1）着手届・工程表・技術者の通知

落札決定日または契約決定日から5日間（土・日・祝日を除く。）を目途に、これまでと同様に書面（紙）でご提出ください。

（2）契約保証証書（1,000万円以上の契約の場合に必要）

落札決定日または契約決定日から5日間（土・日・祝日を除く。）を目途に、これまでと同様に書面（紙）でご提出ください。

なお、電子契約手続き前に契約保証内容を確認するため、準備が整い次第、原本を提出いただくか証書の写しをメールで総務課契約財産係へご送付ください。

（3）その他

（1）及び（2）について、順次、押印省略や電子データでの提出を可とする予定です。詳細は決まり次第、別途ご案内いたします。

9 電子契約利用者アンケートへのご協力のお願い

電子契約に関する満足度や改善点を明確にし、今後の活用方法等に反映させるため、電子契約を利用していただいた方を対象にアンケート調査を実施します。対象の事業者の皆さまにはメールでアンケート調査票を送付させていただきますので、回答をお願いいたします。

なお、アンケートの集計結果は東御市ホームページ等で公表する場合がありますので、ご了承ください。（事業者名は公表しません。）

電子契約利用者アンケート					
東御市総務課契約財産係					
目的：電子契約に関する満足度や改善点を明確にし、今後の活用方法等に反映させるため、アンケートを実施します。 なお、アンケートの集計結果は東御市ホームページ等で公表する場合がありますので、ご了承ください。 （事業者名は公表しません。）					
次の質問にご回答ください。（該当する回答の ☐ をクリックすると ☒ に変わります。）					
質問	回答				
（1）従来の紙での契約書作成に比べて、事務作業の時間は軽減しましたか。	☐ はい		☐ いいえ		
（2）電子契約に期待した効果（経費削減・利便性向上等）は得られましたか。満足度をお答えください。	☐ 満足	☐ やや満足	☐ どちらともいえない	☐ やや不満	☐ 不満
（3）次回以降も電子契約を利用したいと思いますか。	☐ はい		☐ いいえ		
（4）電子契約に関するご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。	<自由記載欄>				
ご協力ありがとうございました。 本アンケートは、東御市総務課契約財産係（keiyaku@city.tomi.nagano.jp）あて、ご提出をお願いいたします。					

令和７年度 入札・契約に係る留意事項について

R7.7 総務課契約財産係

1 事後審査型一般競争入札に係る留意事項

(1) 入札参加者の参加資格要件の決定

入札参加資格要件を、建設工事請負人等選定委員会で決定します。

(2) 入札公告（入札情報の公表）

工事名、工事場所、工事概要、工期等を東御市ホームページ、入札情報システム及び掲示板にて公告します。

(3) 質問書の受付・回答

質問は、受付期間内に指定用紙によりメール又はFAXにて総務課契約財産係まで送付してください。随時、東御市ホームページ及び入札情報システムにおいて回答を公表します。

(4) 入札書の受付

- ① 受付は電子入札システムでの入札または郵便入札です。
- ② 詳細な提出方法については、入札公告に記載がありますのでご確認ください。

(5) 開札

- ① 入札公告に記載されている開催日に実施します。
なお、電子入札案件では、開札時における入札参加者の立会いは求めません。これまでの会場を設営しての開札は行いませんのでご注意ください。
- ② 入札回数は1回です。
- ③ 予定価格及び最低制限価格の範囲内で入札し、内訳書の一次審査において不備のない方のうち、最低の金額で入札した方を落札候補者とします。
- ④ 同額があった場合は順位決定のため、くじ引きを行います。
- ⑤ 落札候補者となった方は速やかに（提出をお願いした日から3日以内）所定の入札参加資格確認書類を提出してください。

(6) 入札参加資格要件審査

落札候補者から順に事後審査を行い、落札者を決定します。

(7) 契約

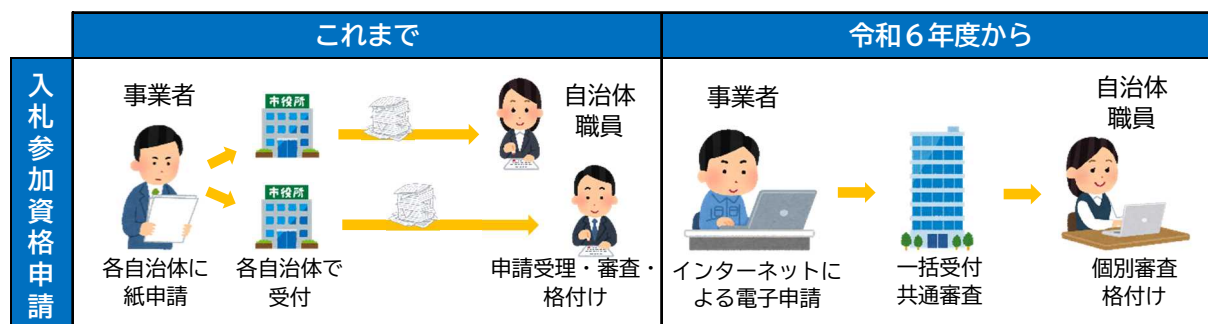
市と契約書の取り交しを行います。

※契約書については長野県の建設工事標準請負契約約款を基に作成しています。契約

書作成にあたってはメールで契約書案をお送りしますので、最新の約款をご使用いただくようお願いいたします。

2 入札参加資格審査の見直し申請について

申請者の負担軽減や審査事務の効率化を目的として、令和7・8・9年度競争入札資格者名簿に係る申請から、長野県と東御市を含む34市町村が共同で入札参加資格申請の受付を開始しました。



現在の建設工事資格の有効期間は令和7年5月1日から令和10年4月30日までの3年間です。経営事項審査の総合評定値(P点)は、入札参加資格申請時に提出されたものを3年間変更せず、入札参加希望業種に係る等級格付けも3年間変更しません。ただし、等級格付け見直しに係る申請があった場合は、当該申請に基づき等級格付けの見直しを行います。いずれも入札参加資格申請システムから申請が必要で、期間を定めて行います。

その他、東御市独自の見直しを予定しています。

(1) 追加申請・中間申請について

① 対象事項

	区 分	対 象	受付対象	
			追加申請	中間申請
a	新規	入札参加資格を新規に申請する者	○	○
b	業種の追加	業種の追加を希望する者	○	○
c	再審査	資格総合点数の再審査を希望する者		○

② 追加申請事項を反映した資格有効期間の始期

令和7年度においては、令和7年11月1日（予定）

③ 中間申請事項を反映した資格有効期間の始期

令和8年度においては、令和8年5月1日（予定）

④ 受付期間

未定

※長野県や他市町村との共同受付のため、詳細は決まり次第「長野県市町村電子調達ポータルサイト」や東御市ホームページでお知らせします。

(2) 東御市独自の見直し申請等

① 土木一式工事、舗装工事の2工種の格付（工事成績点を見直すことで実施）

※申請は不要です。

対象業種の入札参加資格を有する市内業者を対象に見直しを行います。

② 新客観点数の加点内容の見直し（地域貢献活動の評価）

※申請が必要です。詳細は別途お知らせします。

【参考】令和7年度の新客観点数の評価項目一覧（基準日：令和6年12月1日）

No	項目	加点内容
①	災害協定	・ 基準日直前2年間の緊急時の災害出動（東御市の要望に限る） ・ 基準日における災害協定への協力（東御市との協定に限る）
②	除雪・融雪剤散布業者	・ 除雪協力（市内幹線道路） ・ 除雪協力（国県道） ・ 除雪協力（市の施設） ・ 除雪協力（区からの委託） ・ 自己所有の散布機による融雪剤散布協力（東御市の依頼に限る） ・ 市が貸出す散布機による融雪剤散布協力（東御市の依頼に限る）
③	消防団協力	消防団協力事業所登録業者であること
④	水道当番	令和7年度における水道当番の受託
⑤	その他地域貢献活動	基準日における直前2年間のボランティア等の地域貢献活動実績（東御市の依頼に限る）

※新客観点数とは、全国一律の経営事項審査における総合評定値（客観点数：P点）

では反映されない点を、市が独自に評価するものです。

※評価項目等については毎年見直しを行っています。